四日市市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月１７日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６９号

四日市市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

四日市市認可地縁団体の印鑑登録及び証明に関する規則（平成５年四日市市規則第３５号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（登録） 第５条　市長は、代表者等から地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項に基づき作成された台帳の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録票の登録事項及び印影と照合するほか、地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するものとする。	（登録） 第５条　市長は、代表者等から地縁団体印鑑の登録の申請があったときは、当該地縁団体につき地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第２１条第２項に基づき作成された台帳の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録票の登録事項及び印影と照合するほか、地縁団体印鑑登録申請書に記載されている事項等について審査したうえ、登録するものとする。
（代理人による申請等） 第１３条　地方自治法施行規則第１８条の３第１項第７号に規定する代理人を置いている地縁団体にあっては、当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。この場合において、第４条及び第５条中「代表者等」は「代表者等の代理人」と読み替えるものとす	（代理人による申請等） 第１３条　地方自治法施行規則第１９条第１項第１号ト に規定する代理人を置いている地縁団体にあっては、当該代理人による申請又は届出をすることができるものとする。この場合において、第４条及び第５条中「代表者等」は「代表者等の代理人」と読み替えるものとす

る。 ２　（略）	る。 ２　（略）

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（市民生活部市民生活課）